

□	_____
□	_____
□	_____
□	_____
□	_____

行政事件訴訟において、処分又は裁決を取り消す判決の効力に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 処分をした理由を示すことが要求されている処分が、取消訴訟の判決により、十分な理由が示されていないことだけを理由として取り消されたとき、処分をした行政庁は、取消判決の拘束力により、判決で不十分であると指摘された理由の示し方を改めて、同一内容の処分をしなければならない。

イ. 酒酔い運転をして事故を起こしたことを理由としてされた国家公務員に対する懲戒処分が、取消訴訟の判決により、そのような事故は起こしていなかったとして取り消されたとき、処分をした行政庁は、その公務員に、そのころ、無断欠勤を繰り返していた職務義務違反があったとして、改めて懲戒処分をすることができる。

ウ. 課税処分をした税務署長が、その税の滞納処分として納税義務者の財産を差し押させていたときに、その課税処分が取消訴訟の判決により取り消され、それが確定したときは、税務署長は、滞納処分を続行してはならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

ア ×

行政事件訴訟法 33 条 1 項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する」と規定する（拘束力）。また、同条 2 項は、「申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない」と規定し、同条 3 項は、「前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する」と規定する（積極的効果）。したがって、十分な理由が示されていないことだけを理由として処分が取り消されたとき、処分をした行政庁は、取消判決の拘束力により、判決で不十分であると指摘された理由の示し方を改めて、処分をしなければならない。

もっとも、この場合でも、同一内容の処分をしなければならないわけではない。

イ ○

肢アの解説のとおり、行政事件訴訟法 33 条 1 項は、拘束力について規定するところ、その消極的効果として、同一人に対し同一理由に基づく同一の処分をすることが禁じられる（反復禁止効）。しかし、無断欠勤を繰り返していた職務義務違反があったことは、酒酔い運転をして事故を起こしたこととは別の理由であるので、改めて懲戒処分をすることはできる。

ウ ○

肢アの解説のとおり、行政事件訴訟法 33 条 1 項は、拘束力について規定するところ、その効果として、違法状態を除去する義務もあるとされる（不整合処分の取消義務）。裁判例（大阪地判昭 38.10.31）も、「賦課処分が違法であり、これを取消すべきものとする判決が確定すれば、賦課処分の有効を前提とする右差押処分もまた違法となり、被告税務署長は右判決の拘束力によって差押処分を取消すべき義務を負い、滞納処分を続行することができなくなる」としている。